

2025 年 10 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社トランザクション
代表者名 代表取締役会長 石川 諭
(銘柄コード 7818：東証プライム)
問合せ先 取締役 北山 善也
電 話 03-6861-5577

社員等に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社員並びに当社子会社の取締役及び社員（総称して「社員等」といいます。）のうち一部の者（以下「対象社員等」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を付与する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 本制度の導入目的

本制度は、対象社員等に対し、当社が発行又は処分する譲渡制限付株式としての当社の普通株式の取得機会を提供することで、当社グループの「第5次中期経営計画（2026年8月期～2030年8月期）」の開始とあわせて、第5次中期経営計画の目標達成に向け意欲高く取り組み、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的向上に資することを目的とした制度であります。

2. 本制度の概要

本制度に基づき当社又は当社子会社から対象社員等に対し支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象社員等に特に有利な金額としない範囲において、当社の取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象社員等との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象社員等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、譲渡制限付株式を付与する時期、支給する金銭債権の額その他の詳細は、今後当社の取締役会において決定いたします。具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以上